

まちづくりの基本目標

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、若者の流出、空き家の増加、デジタル社会への対応など時代の潮流を踏まえ、まちの将来像「未来をつなぐ 八頭の力 みんなで創る活力あるまち」を実現するための7つの柱を基本目標として掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

1 住民が主役のまちづくり

協働

目指す姿

町民が行政等と連携し、主体的な活動を行うことによって持続可能なまちづくりができる

町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できるよう、行政等と町民との連携を深め、協働により自立した地域運営の仕組みを構築し、活気あふれる持続可能なまちを築きます。



基本施策

- 住民参画社会の推進
- 人権尊重のまちづくり
- 男女共同参画の推進
- コミュニティ活動の推進

2 やすらぎといきがいのあるまちづくり

健康、福祉、子育て

目指す姿

町民が生活に安らぎを感じ、健康であり続け、生きがいを持って暮らすことができる

子どもや高齢者、障がいのある人など、まちで生活する人誰もが日々の生活に安らぎを感じ、心身ともに健康で、日々を楽しむいきいきと過ごせるまちづくりを推進します。



基本施策

- 健康づくりの推進
- 高齢者・障がい者福祉の充実
- 地域福祉の推進
- 子ども・子育て支援の充実

5

産業と人がつながるまちづくり

産業、観光、雇用

目指す姿

地域の産業が活性化し、人が訪れ、賑わいのあるまちとなる

まちの活力である農林業の活性化、地域資源を活用した観光の推進、積極的な企業誘致等により雇用を促進し、地域経済の活性化を図ります。



基本施策

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 交流の推進と関係人口の拡大

6

こころ豊かな人づくり

教育、文化

目指す姿

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、いきいきと暮らすことができる

次世代を担う子どもたちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育むとともに、幅広い世代の住民一人ひとりが生涯学び続け、チャレンジし続けられるまちづくりを進めます。



基本施策

- 学校教育の充実
- 社会教育の充実
- 生涯スポーツの推進
- 芸術・文化活動の推進
- 文化財の保護・保存

3 安全安心で暮らしを支えるまちづくり

交通、防災

目指す姿

町民が便利で快適な環境のもと、安全に安心して暮らすことができる

安定した地域情報の提供、生活の基盤となる道路等の整備や災害に強いまちづくりなど、町民が安全で安心して暮らせる環境づくりを積極的に推進します。



基本施策

- 地域情報化の促進
- 道路・交通環境の充実
- 定住環境の整備
- 災害への備えと防犯対策の推進

4 環境共生のまちづくり

自然、環境保全

目指す姿

豊かな資源に配慮した循環型社会の構築と自然との共生によるやさしいまちとなる

環境教育の推進により、再生可能エネルギーの利用などに関する住民意識を高め、地球温暖化防止や資源の有効活用、ごみの減量化など環境問題に積極的に取り組み、町民が快適に暮らせるまちを目指します。



基本施策

- 自然環境・景観の保全と活用
- 脱炭素社会への移行の推進

7 効率的で効果的な行財政運営

目指す姿

行政がまちづくりの課題等に対して効果的かつ的確に対応できる

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、多様化する行政需要やまちづくりの課題に効果的かつ的確に対応できるよう効率的な自治体運営を進めるとともに町民参画によるまちづくりを推進していきます。



基本施策

- 健全で効率的な行・財政運営の推進



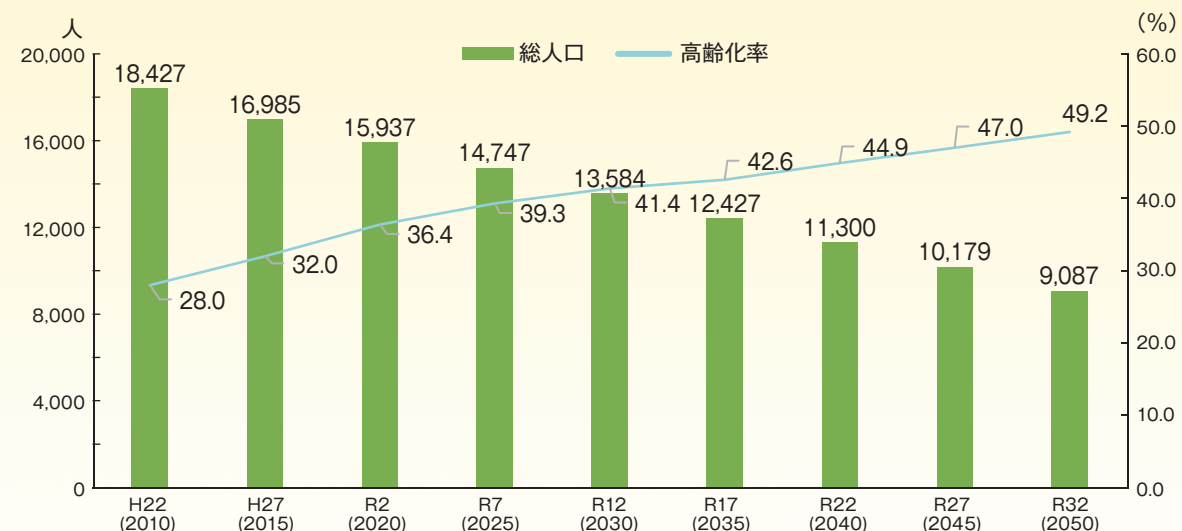
本格的な人口減少に対応した地方創生2.0の推進

鳥取県人口は、昭和63年の61万6371人をピークに令和5年4月には53万人台まで減少しました(令和6年4月現在532,899人)。

本町においても、昭和60年の国勢調査人口21,560人をピークに減少傾向が続き、令和2年には15,937人となり、今後も人口は減り続けることが予想されます。

以上のような状況に鑑み、少子化対策に取り組みつつ、人口が減っても地域で幸せに住み続けられる持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。

人口及び高齢化率の将来推計



※実績値 (H22~R2) : 国勢調査
 ※推計値 (R7~R32) : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」
 ※高齢化率: 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合



未来をつなぐ 八頭のか みんなで創る活力あるまち



総合計画は

将来のまちの姿やまちづくりの基本となる考え方を「基本構想」で示し、将来像を実現するための具体的な施策を「事業計画」に定めています。町民のみなさまや地域に関わる事業者の方々とこのビジョンを共有し、まちづくりをともに進めていきます。

計画期間は

「基本構想」の計画期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間です。
 「事業計画」は、令和11(2029)年度までの前期5年間と令和12(2030)年度以降の後期5年間で策定されます。